

令和 8 年 8 月 1 0 日 (月)
企画課
担当者 中江田
内線 3 6 1 1
外線 2 2 5 - 1 3 2 6

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する 特別措置法」の地域指定の拡大について

8 月 7 日開催の第 8 回原子力立地会議(議長:内閣総理大臣)にて、石川県の「原子力発電施設等立地地域の指定の案について」が了承されました。

これにより、石川県で国の支援措置を受けることができる原子力発電施設等立地地域が、これまでの 5 市町から 10 市町に拡大しました。

1 石川県の原子力発電施設等立地地域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、
志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

※下線の市町は、今般の地域指定で拡大した地域

2 国の支援措置

(1) 防災インフラ整備への支援

対象：住民の生活の安全確保に関する道路、港湾、
漁港、義務教育施設等

支援：国の補助率のかさ上げ(50%→55%等)
地方債への交付税措置(措置率 70%)

(2) 企業投資・誘致への支援

対象：製造業、道路貨物運送業、倉庫業等で用いる設備の
新增設に係る事業税(県税)、不動産取得税(県税)、
固定資産税(市町村税)の不均一課税(減税)

支援：減税による減収分の一定割合(75%)を交付税措置